

伊藤マンション管理士事務所通信

2021年(令和3年)7月25日
第00079号(隔月発行)編集/発行者: 伊藤マンション管理士事務所
住所: 神奈川県相模原市南区旭町15-33-710
電話: 042-851-5056
URL: <https://www.ito-mankan.com/>

神奈川県逗子市で昨年2月、マンション敷地の斜面が崩落し市道通行中の高校生が死亡した事故で、遺族がマンションの全区分所有者と管理組合、業務受託管理会社に対し、約1億1800万円の損害賠償等を求めた訴訟の第1回口頭弁論が5月21日、横浜地裁であった。管理組合は請求の棄却を求めたが、具体的な反論は「追つて主張する」としている。7月19日までに原告の主張に対する反論や従業員の認否を明らかにすると述べた。

管理会社側も5月12日の答弁書で請求の棄却を求めたが、具体的な反論は示さなかった。管理組合側は4月19日付の答弁書で、敷地が造成された部分は土地上での平面部分だけであるが、崩落した斜面地では斜面地の岩の崩落が「造成地として土失はない」と反論した。

管理組合の不法行為として、区分所有者に土地工作物の管理規約で管理組合が保存行為を含め管理する内容だ。

管理組合側は「管理組合としては敷地の管理を専門家である管理会社に委ねておらず、斜面地の管理を行つていれば『事故は回避できた』と主張している。」と主張している。

訴状で原告側は、「斜面の対策工事を実施したが、管理組合側は、この調査結果を踏まえ、斜面地の風化による倒壊・崩落等が始まつたことを知つていていた」と明確にして、このため斜面地は、この調査結果を踏まえて斜面地の管理を行つたことを認めた。しかし、斜面地の状態を全く知らないまま、斜面地の状態を説明せずに販売を行つたとして分譲業者・販売業者の責任を追及する考え方を示した。

事故は「斜面の地盤が陥没した」として、斜面地の風化による倒壊・崩落の「危険性がある」と判断した。しかし、斜面地の状態を全く知らないまま、斜面地の状態を説明せずに販売を行つたとして分譲業者・販売業者の責任を追及する考え方を示した。

そのため、斜面地の状態を全く知らないまま、斜面地の状態を説明せずに販売を行つたとして分譲業者・販売業者の責任を追及する考え方を示した。

第1回

口頭弁論、管理組合、訴訟準備へ

逗子・斜面崩落事故

分譲業者らの責任追及も

4管理組合に報告命令あり

川崎市・耐震診断結果公表

川崎市は5月26日、市内指定道路沿いの要安全確認計画記載建築物が実施し、5月13日付の準備書面では「敷地の占有者は管理組合と見るべき」との主張を加えている。原告側が追及する場合はその実際の管理を管理会社に委託しており、しかも管理組合が保存行為を含め管理することになつて管理規約で管理組合の不法行為が認められるが、斜面地の岩の質調査結果で、調査風化が始まつていた斜面の対策工事が始まつて、斜面地の状態が悪化してはならない。しかし、斜面地の状態を全く知らないまま、斜面地の状態を説明せずに販売を行つたとして分譲業者・販売業者の責任を追及する考え方を示した。

